



ハハコ ページ 能登 PDF

被災された皆様へ

「hahako（ははこ）」は、2011年3月東日本大震災直後から避難者支援活動を継続してきました。このたびは、能登半島地震で被災された方々へ避難情報を中心に発信しています。

特に小さいお子様やご高齢の方、心身に障がいをお持ちの方などの避難所生活は大変だと思います。「少しの間でもほっとできる場所で休んでいただきたい」「社宅などを長期で使っていただきたい」と短期・長期滞在の受け入れを提供して下さる方々からのお申し出を募集し、被災地へつなぐお手伝いをしています。

公的支援、民間支援など、いただいた情報をホームページでご紹介しています。

Vol.1では、北陸エリア（新潟、富山、石川、福井）の情報をまとめました。

最新情報はこちら→ hahako-net.com



ここに掲載している情報は、各記事に記載の日付時点のものをプリント用にPDFデータにしたものです。お問い合わせになった際に、URLが変更になっていたり、すでに受け入れが決定してしまっている場合もありますので、あらかじめご了承ください。

原則として、hahakoは仲介は行っておりません。

ご利用いただく際には、必ず提供者と直接連絡をとり、事前によく話をさせていただいたうえで、ご利用ください。

尚、特別な事情をお持ちの方やご不明な点等はhahakoまでご連絡ください。

メール hahako2024@gmail.com

LINE <https://lin.ee/o7IISaM>

提供者のお名前・電話番号が非公開になっている場合もあります。

お知りになりたい方は、お問い合わせください。

外国人も対応できる言語はありますので、メッセージください。

サイトや情報紙には、提供者のお名前・電話番号が非公開になっている場合もあります。
お知りになりたい方は、電話070-5039-2113にてお問い合わせください。

公的支援(住宅)

●北陸

新潟県＜住宅供給公社：被災された方々へ県営住宅への入居相談＞ <https://x.gd/WJFrr>

対象者：当地震において、現在の住宅に住むことが困難になった方

相談窓口：新潟県住宅供給公社 業務管理課 県営住宅グループ（電話 025-285-6111）



【小千谷市】

＜公営住宅等の提供について＞

- ①対象者：令和6年能登半島地震で家屋に被害を受けた方②入居期間：2週間～3か月程度（期間の延長は可能）
- ③入居施設：小千谷市内の公営住宅等④費用：住宅使用料は免除します。光熱水費は入居から3か月まで無償となります。⑤受入世帯数：約30世帯（100名程度）
- ⑥その他：生活必需品は可能な範囲でご支援します。当市までの移動が困難な場合は、車両による迎え入れを行います。児童・生徒の小千谷市内小・中学校への受け入れも可能ですのでご相談ください。高齢者、足の不自由な方も配慮しますのでご相談ください。
- ⑦お問い合わせ先：防災安全課（電話：0258-83-3515（直通） / メールアドレス：bousai@city.ojiya.niigata.jp）



【見附市】

＜公営住宅の提供について＞ <https://x.gd/kyJ8h> 公営住宅5戸で受入



富山県＜県営住宅の一時提供について＞

- ①対象：住宅が全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受けており、住宅に困窮している方
 - ②提供期間：6ヶ月（必要に応じ最大1年間まで延長可能）
 - ③家賃等：家賃、敷金等は免除（共益費、光熱水費は自己負担）④問い合わせ先：建築住宅課（076-444-3358）
- ＜賃貸型応急住宅の一時提供＞



- ①対象：災害救助法適用市町村（富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町）において、今回の地震被害により住家が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅を得ることができない方②問い合わせ先：建築住宅課（076-444-3355）

【富山市】

＜市営住宅等への一時入居について＞※ 2024/1/12 時点 <https://x.gd/88o2h>

お問い合わせ先：市営住宅課（076-443-2097）



【高岡市】

＜市営住宅等への一時入居について＞※ 2024/1/12 時点

<https://x.gd/eU4hM>

対象者：地震により住宅に被害を受け住宅を確保することが困難と認められる場合

支援内容：原則6か月の間、使用料を免除した上で提供

お問い合わせ先：建築政策課（TEL：0766-20-1403）



【魚津市】＜市営住宅の提供について＞※ 2024/1/12 時点

①対象者：住宅が全壊、半壊等の被害を受けており、引き続き住むことができず住宅に困窮している方。（県外で被災された方も含みます。）

②提供期間：最大1年間 ③家賃等：家賃 6か月間は免除、7か月目からは家賃の半額※家賃以外の費用（光熱費、共益費、退去修繕費等）は個人負担、敷金 免除、連帯保証人 不要※家財道具の準備や電気・ガス・水道の契約はご自身でしていただく必要があります。

④お問い合わせ：都市計画課 建築住宅係（TEL：0765-23-1031/FAX：0765-23-1066）



【氷見市】＜応急住宅の提供について＞

住宅が全壊、半壊した方に市営住宅や民間賃貸住宅を借り上げて提供。家賃、敷金や共益費は免除。光熱水費は自己負担。

提供期間：公営住宅 半年間、民間住宅 2年間 お問い合わせ先：都市計画課（74-8079）



【滑川市】＜市営住宅等の一時提供について＞※ 2024/1/12 時点

①対象者：住宅が全壊、半壊等の被害を受けており、引き続き住むことができず住宅に困窮している方。（県外で被災された方も含みます。）

②提供期間：原則として6カ月以内（必要に応じて最大1年間まで延長可能）

③家賃等：家賃 免除（光熱費、共益費、退去修繕費等は自己負担）敷金 免除、連帯保証人 不要 なお、最低限の家具家電については市で準備します。

④お問い合わせ先：都市計画課（建築住宅係）（電話 076-475-1453/FAX076-475-6299）



【黒部市】＜黒部市被災者広域一時滞在パッケージについて＞※ 2024/1/12 時点

①概要：市内宿泊施設に一週間から10日間程度、滞在していただきます。その間に市営住宅の入居先について被災者に希望確認の上、市営住宅の入居先を決定します。加えて、その間に市営住宅の受入れ準備（家財道具を揃える等）を行います。ケアとして保健師等の巡回を実施します。1週間から10日間の宿泊施設滞在のみも可です。

②市営住宅の決定と生活：被災者の希望（家族構成や希望）を聞きながら、適切な公営住宅へ移動していただく。市は民間団体と連携しながら、健康チェックや見守りを実施するとともに、新たなコミュニティを作り、生活していただく。車がない場合でも買い物等の生活がしやすい市営住宅を選定します。高齢者向けには出掛けやすいように、エレベーター付き住宅を優先的に配慮します。住民同志の交流や避難元市町との連絡を考慮し、同じ市町出身者同志を近くに居住していただく。※受入可能戸数 公営住宅 50戸、250名（1戸当たり最大5名程度）※家賃については、みなし仮設の段階が終了まで黒部市負担、光熱費は各地で避難所が閉鎖になると想定される1年間は無料。

お問い合わせ：総務管理部 企画情報課（電話：0765-54-2115/FAX：0765-54-4461）



【砺波市】＜市営住宅への一時入居について＞※ 2024/1/12 時点 <https://x.gd/i4MMB>

お問い合わせ先：都市整備課（0763-33-1447）



【射水市】＜市営住宅の一時提供について＞

①対象者：・令和5年12月31日現在、射水市に住民票のある方・罹災証明書において、住宅が「半壊」以上の判定を受けられた方

②提供戸数：16戸

③提供期間：最大1年間

④家賃など：家賃・敷金免除、連帯保証人不要（共益費と光熱水費は自己負担）

⑤申込先：ホクタテ射水市営住宅管理事務所（TEL(0766)54-6665）

⑥入居募集期間

第一次 1月18日(木)～1月19日(金)、1月22日(月)～1月24日(水)

第二次 1月25日(木)～1月26日(金)、1月29日(月)～1月31日(水)



⑦抽選日：第一次 1月25日(木)、第二次 2月 1日(木)

⑧入居可能日：第一次 1月26日(金)以降、第二次 2月2日(金)以降

⑨お問い合わせ：都市整備部

建築住宅課（電話：0766-51-6683/FAX：0766-51-6696/Eメール：kenchiku@city.imizu.lg.jp）

【入善町】＜町営住宅の一時提供について＞

対象者：住宅が全壊、半壊等の被害を受けており、住宅に困窮している方

提供期間：原則として6カ月以内（必要に応じて最大1年間まで延長可能）

家賃等：家賃、敷金免除※光熱費、共益費、退去修繕費などは自己負担 連帯保証人免除

お問合せ：入善町役場住まい・まちづくり課定住促進・住宅係（電話 0765-72-3841）



石川県

＜県営住宅の供与について＞

※2024年1月10日現在、県営住宅に空き住戸はございません。提供住戸の準備が完了次第、情報を更新します。

対象者：現在の住宅に住むことが困難となった石川県にお住まいの方

入居期間：入居日から原則1年以内（状況により延長します）

家賃、敷金、駐車場使用料：免除※共益費、自治会費、電気ガス水道料等は入居者が負担

お問い合わせ先：土木部建築住宅課

【金沢市】＜市営住宅の提供＞

①対象者及び条件：輪島市、珠洲市、能登町、穴水町で被災された方で、
罹災証明が発行される住宅に居住していたこと（罹災証明書の提出は後日可）

②募集方法：先着順（窓口到着順）

③使用期間及び使用料：・最大1年間・敷金、家賃、駐車場使用料は免除・電気、
ガス、水道料金等の共益費は入居者負担となります。

④その他：金沢市内で被災された市民の方も相談に応じます。

⑤問い合わせ先：住宅政策課（電話番号：076-220-2333/ファックス番号：076-261-3366）



【七尾市】＜市営住宅の緊急入居について（第1次募集）＞

①入居条件：以下の(1)から(4)のいずれかに該当する方

(1) あきらかに全壊と判断された住宅に住んでいる方 (2) 半壊と判断され解体する予定の方

(3) 二次災害等により、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方

(4) 半壊以上の被害を受けて、応急修理制度を利用する方

②入居期限：原則、令和6年6月30日まで

③募集期間：令和6年1月18日(木曜日)正午から令和6年1月20日(土曜日)午後5時まで

応募者多数の場合は抽選となります。代理抽選方式です。抽選日令和6年1月21日(日曜日)午前10時

お問い合わせ先：建設部都市建築課（電話番号：0767-53-8429/ファックス番号：0767-52-9288）



【小松市】＜応急住宅等の供与について＞※2024/1/13現在

①要件：下記の(1)～(5)のいずれかに該当する方が対象

(1) 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方

(2) 半壊であっても、住宅としての再利用ができず、やむを得ず解体を行う方

(3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が必要と認める方

(4) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方

(5) その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方



- ②市が負担する経費：家賃、共益費（管理費）、礼金（家賃1か月分以内）、退去修繕負担金（家賃2か月分以内）
 - ③諸経費：仲介手数料（家賃0.55か月分以内）、損害（火災）保険料※、入居時鍵等交換費等※貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。※損害（火災）保険料は石川県が包括的に加入するため、石川県が負担します。
 - ④入居期間：入居日から2年以内※応急修理制度を併用する場合は発災日から6か月以内
- <市営住宅の提供について>
- ①入居期間：入居日から6か月以内（ただし、被災者の住宅に困窮する実情を勘案し、12か月を限度として入居期間を延長することができます。）
 - ②使用料等：敷金、住宅及び駐車場使用料は免除（ただし、自治会の共益費や町費がかかることがあります。）
 - ③その他：居住部分の照明器具、ガスコンロ、冷暖房器具は付属していませんのでご自身で準備していただく必要あり 光熱水費は自己負担 ペットを飼うことは出来ません。
 - ④お問合せ：建築住宅課（住宅管理）（電話番号：0761-24-8095/ ファクス：0761-23-6403）

【輪島市】<賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に関する支援>※ 2024/1/8 時点



- ①民間賃貸住宅の条件（家賃等の支援）：家賃が次表の額以下であるもの
2人以下の世帯 6万円、3～4人の世帯 8万円、5人以上世帯 11万円
※未就学児2人以上の場合は1人あたり0.5人とする。（小数点以下切り上げ）
※未就学児1人の場合は0人とする。※家賃のほか、所定の範囲内で敷金・礼金等が支援の対象
- ②入居期間：入居日から2年以内
- ③お問い合わせ先：公益社団法人全国賃貸住宅経営者連合会 金沢支部
受付窓口：全国賃貸管理ビジネス協会 北陸支部（電話：0120-27-1000/ 接続番号 388006）

【羽咋市】<賃貸型応急住宅の提供について>



- 最長2年入居可、家賃は市が支払い、水道光熱費は入居者が負担
入居対象者：次の1.から4.のいずれかの要件を満たす方
1. 住宅が全壊し、居住する住宅がない方
 2. 半壊であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
 3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方
 4. 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用される方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方
- お問い合わせ先：地域整備課都市計画係（電話：0767-22-9645/ ファクス：0767-22-4484）

【かほく市】<賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）について>※ 2024/1/13 時点

- ①対象：罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と認定された方、二次災害の恐れがある方など
- ②住宅の条件：次の(1)、(2)のいずれにも該当する県内の住宅
(1) 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること。
(2) 家賃が1か月当たり次の額以下であるもの（次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することもできません）・2人以下の世帯の場合6万円以下・3～4人の世帯の場合8万円以下・5人以上の世帯の場合11万円以下※ただし、未就学児は2人で1人の換算となります。※原則、耐震性が確保されている住宅に限る。
- ③入居期間：入居日から2年以内 ※応急修理制度を併用する場合、1月1日から6か月以内

【能美市】<被災者のお住まいについて>※ 2024/1/13 時点



- 地震において被災された方に対し、公営住宅を提供いたします。
災害救助法が適用された場合に、住宅に大きな被害を受けた被災者に対して、民間賃貸住宅を活用して賃貸型の応急住宅を供与いたします。
お問い合わせ先：土木部 まち整備課（TEL：0761-58-2251/FAX：0761-58-2298）

【宝達志水町】＜賃貸型応急住宅について＞

①対象：罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と認定された方、二次災害の恐れがある方など

②賃貸型応急住宅の条件：次の1、2のいずれかにも該当する県内の住宅

1. 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること

2. 家賃 ・2人以下の世帯は月額6万円以下・3人～4人の世帯は月額8万円以下・5人以上の世帯は月額11万円以下※ただし、未就学児は2人で1人の換算※耐震性が確保されている住宅に限る。(昭和56年6月1日以降に建設されたもの、またはそれと同等以上の耐震性が確認されているもの)

③入居期間：入居日から2年以内※応急修理制度を併用する場合、1月1日から6か月以内



【中能登町】＜住まい支援関連情報＞ <https://x.gd/TRF5G>

※情報がタイムリーで更新される可能性がありますので詳細は自治体HPを確認ください



福井県

＜被災された方への公営住宅等の提供について＞※2024/1/14時点

①対象住戸（令和6年1月11日時点）

大安寺団地 福井市南檜原町 7戸、杉の木台団地 福井市三十八社町 17戸、
下荒井団地 福井市下荒井町 4戸、清水グリーンハイツ 福井市グリーンハイツ2丁目 4戸
合計 32戸

②入居期間：原則1年以内（必要に応じて延長可能）

③敷金・使用料：免除※光熱水費、共益費は自己負担

④その他：駐車場の貸出しについては、ご相談ください。

⑤お問合せ：福井県土木部建築住宅課（電話 0776-20-0507（直通）/0776 - 20 - 0505）



【福井市】＜被災された方への市営住宅の提供について＞※2024/1/14時点

①対象住戸：新保団地、湊団地、福団地

②期間：原則、市が申請者に許可した日から6ヵ月以内

③敷金・使用料：家賃・敷金全額免除※光熱水費や自治会費（共益費）は自己負担、駐車場の利用は要相談

④お問い合わせ先：福井市市営住宅課



【敦賀市】＜令和6年能登半島地震に伴う敦賀市市営住宅の提供について＞

①提供住戸：計16戸（今後、必要に応じ拡充予定）／新津内団地（白銀町）1戸、
東洋団地（東洋町）2戸、三楽園団地（松葉町）10戸、和久野団地（新和町1丁目）3戸

②提供期間：原則入居許可から6ヵ月以内（最長1年）

③使用料等：家賃、駐車場使用料免除（光熱水費、共益費等は負担していただきます）敷金免除、連帯保証人不要

④お問合せ：敦賀市住宅政策課 住宅管理係（電話：0770-22-8140/メール：jyuutaku@ton21.ne.jp）



【小浜市】＜被災された方への市営住宅の提供について＞※2024/1/14時点

①提供戸数 6戸②入居期間：原則1年以内（必要に応じて延長可能）

③使用料、敷金：免除※駐車場の貸出しについては要相談※光熱水費、共益費は自己負担

④お問い合わせ先：小浜市都市整備課 住宅管理グループ（電話：0770-64-6026/メールアドレス：tosiseibi@city.obama.lg.jp）



【鯖江市】＜令和6年能登半島地震で被災された方への市営住宅の提供について＞※2024/1/14時点

市営住宅の一部提供を行っています。 お問い合わせ先：鯖江市公園住宅課

対象住戸：鳥羽市営団地 2戸、舟津市営団地 1戸

敷金・使用料：家賃・敷金は全額免除※光熱水費や自治会費（共益費）は自己負担



【あわら市】＜被災された方に対する支援制度一覧＞※ 2024/1/14 時点

<https://x.gd/wPH6d>

災害等による市営住宅の一時使用について

担当課：建設課・管理グループ（電話番号：73-8031）



【越前市】＜令和6年能登半島地震被災者への市営住宅の提供について＞※ 2024/1/15 時点

①対象住戸：合計3戸／北日野団地 越前市矢放町 3DK1戸、藤の木団地

越前市四郎丸町 3DK1戸、家久団地 越前市家久町 3DK1戸

②入居期間：原則3か月以内（ただし、更新手続きにより最長1年まで使用できます。）

③敷金・使用料：敷金・家賃は無料※光熱水費、共益費は自己負担となります。

④その他：照明器具（シーリングライト）等も含め、家財道具なし・退去の際には、汚損した修繕費用を負担いただく場合あり・駐車場の貸出しについては要相談



【坂井市】＜被災された方に対する支援制度について＞

災害等による市営住宅の一時使用について 災害等で自ら居住する住居に居住できなくなった被災者が市営住宅の入居を希望する場合、期間を限定して市営住宅の一時使用を許可します。

都市計画課 電話：50-3050



【越前町】＜町営住宅の提供について＞ 2024/1/14

①対象者：令和6年能登半島地震で被災された方

②対象戸数：2戸（鳥越住宅：越前町樫津 82-16-4）③入居期間：原則3ヶ月以内（最長1年）

④使用料等：家賃・敷金 免除 ※光熱水費、自治会費等は自己負担となります。

⑤提出書類：(1)(様式第1号)町営住宅目的外使用申請書 (2) 誓約書 (3) 罹災証明書

(4) 入居を希望する方全員の住民票の写し

⑥お問合せ先：越前町役場定住促進課（電話：0778-34-8727（直通））



公的支援（住宅以外）

石川県

【羽咋市】＜一時保育について（羽咋市外園児の受け入れも行っていきます）＞※ 2024/1/18 時点

①実施場所：市内各保育所（園）にて

②お問い合わせ先：羽咋市こども課（0767-22-1114）

③利用料金：※通常は利用料金がかかりますが、減免の方向で調整中

富山県

【射水市】＜住宅に関する相談＞※ 2024/1/13 時点

ご自宅に不安がある、地域に不安な建物がある等の場合は、建築住宅課までご相談ください。建物の修繕及び解体等に関しては、建築住宅課もしくは下記の住宅相談所へご相談ください。

新湊地域住宅相談所：82-4511 射水地域住宅相談所：55-1298

・住まい再建事業者検索サイト

地域や工事の種類から事業者を検索でき、現在の対応可否が一目で分かります。 <http://sumai-saiken.jp/>

＜心と健康の相談ダイヤル＞

災害により被災された方々（事業者、労働者及びその家族等）などに対するメンタルヘルス及び健康に関する相談ダイヤルが設置されています。

こころの耳（厚生労働省）（0120-200-826（フリーダイヤル））

【南砺市】

<外国人（がいこくじん）ワンストップ相談（そうだん）センターについて>※ 2024/1/12 時点

お問い合わせ先：政策推進課（電話：076323-2052）

地震（じしん）のことで困（こま）っていることがある人（ひと）は、

外国人（がいこくじん）ワンストップ相談（そうだん）センターに相談（そうだん）することができます。

民間受入提供情報

【東海】三重県四日市市三重県四日市市の一軒家（特に子育て世代や母子家庭の方など）

名前：NPO 法人四日市ウェルネスクラブ

メールアドレス：try5@yahoo.co.jp

住所（県 / 公開）：三重県

住所（市町村まで / 公開）：四日市市

受け入れ形態：住宅支援

内容詳細：築 40 ～ 50 年？の一軒家です。

- ・家賃必要ありません。
- ・光熱費など 1 年間無料
- ・まずは着の身着のまま来ていただいても生活し始められるようにしてあります。

家は古いですが、トイレや浴室などは 2 年前にリフォームしてあります。思春期のお子さんなどもスムーズに住み始めてもらえるのではないかと思います。

6DK ですが、一つひとつが小さいので 3DK か 4DK くらいに思っていた方が良いかなと思います。

備考：・ペット同伴可。ただ、住宅が密集した町なので、大型犬や多頭飼いは近所に嫌がられるかもしれません。

・地方議員が顧問にいる NPO 法人です。転校手続きなど行政とのやり取りはスムーズに行くようにお手伝い出来ます。

・当方、子育て世代を応援するなどの NPO 法人なので、母子家庭や子育て真っ最中のご家庭など最適かと思えます。

【東海】岐阜県中津川市（3DK 家賃及び管理費を無償で）

名前：（有）クローバー伊藤月三

メールアドレス：66clover@gmail.com

住所（県 / 公開）：岐阜県

住所（市町村まで / 公開）：中津川市

受け入れ形態：住宅支援

内容詳細：2 階建てアパートの 2F の 3DK です。（脚の悪い方は 1F も可）

家賃と管理費と駐車場 1 台分を無償で提供いたします。が、町内会費と水道光熱費などの生活費はご負担ください。

家電や家具などは中古ですが可能な限りこちらで用意できるものは用意いたします。

無償提供の期間は原則 1 年と想定しています。

詳細はご相談の上、柔軟に対応したいと考えていますので、よろしくお願ひします。

お問い合わせはメールで、ご家族の場合はその家族構成や居住希望人数などをお知らせください。

備考：ご相談の結果、賃貸契約は通常通り締結しますので予めご了承ください。

メッセージ：後期高齢者と身体障害者が運営しているので、出来ることしかお手伝いできませんが、可能な限りお力になれたら幸いです。

ご遠慮なくご相談ください。